

別記1

不正な助成金の交付の申請防止に係る誓約事項

当事業所は、助成金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当事業所は、協会の求めに応じ、適切なLPガス料金値引きを実施及びその帳票等の提出に協力します。
- (2) 当事業所は、当方の帰責の有無に関わらず、不正な助成金申請に該当する可能性があるとして協会が判断する場合は、その調査が完了するまで当該助成金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当事業所は、上記に該当する他、不正な助成金申請及び受給が発生しないよう、県及び協会の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することについて同意します。
- (4) 当事業所は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※1、不適切な行為※2等を行いません。

※1：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受ける事ができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

※2：不適切な行為

- ① 補助金相当分をあらかじめ単価に上乘せする等、本来の価格が不適切に設定されていること。
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと。
- ③ 価格について、助成金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること。

以上